付属 資料

- 1 諮問文
- 2 第25次東京都消費生活対策審議会委員名簿
- 3 第25次東京都消費生活対策審議会検討部会委員名簿
- 4 第25次東京都消費生活対策審議会審議経過

30生消企第318号

東京都消費生活対策審議会

東京都消費生活条例第45条の規定に基づき、下記の事項について 諮問する。

平成30年11月 6日

東京都知事 小池 百合子

記

成年年齢引下げを踏まえ若年者の消費者被害を防止するために 都が進めるべき消費者教育について

諮 問 事 項

「成年年齢引下げを踏まえ若年者の消費者被害を防止するために都が進めるべき消費者教育について」

諮問の趣旨

都では、「東京都消費生活基本計画」に基づき、都民の消費生活の安全・ 安心の確保に向けた取組を進めている。

しかし、悪質商法をはじめとする消費者被害は、未だ後を絶たない。

都内の消費生活センターに寄せられる若年者からの相談件数は、平成29(2017)年度には、約14,000件寄せられているが、20歳未満と20代からの相談件数には大きな差が生じている。これは、民法の未成年者取消権が抑止力として機能していることが一つの要因として考えられる。

今般の民法改正により、成年年齢が18歳に引き下げられると、新たに成人となる18歳及び19歳には未成年者取消権が適用されなくなる。そのため、今後、当該年齢を中心に若年者の消費者被害が増えるおそれがある。

国においては、関連法の整備を進めるほか、若年者の消費者被害を防止 するための実践的な消費者教育の実施を喫緊の課題として捉え、関係省庁 の連携による取組が進められている。

こうした動きを踏まえ、今後、若年者を消費者被害から防止するために 都が進めるべき消費者教育について諮問するものである。

第25次東京都消費生活対策審議会委員名簿

任期:平成30年5月20日~令和2年5月19日

	氏 名	現職	備考
会長	後藤 巻則	早稲田大学大学院法務研究科教授	
会長代理	野澤 正充	立教大学副総長·立教大学大学院法務研究科教授	
	阿部 美雪	公益社団法人全国消費生活相談員協会専務理事	
	石戸谷 豊	弁護士	
	井上 淳	日本チェーンストア協会専務理事	
	上村 協子	東京家政学院大学現代生活学部教授	
	大北 恭子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟理事	
	柿野 成美	公益財団法人消費者教育支援センター総括主任研究員	
	加藤 雅之	東京都議会議員	
	木村 たま代	主婦連合会事務局長	
	小浦 道子	東京消費者団体連絡センター事務局長	
	越山 健彦	千葉工業大学社会システム科学部教授	
	小林 治彦	東京商工会議所理事·事務局長	
	近藤 彰郎	一般財団法人東京私立中学高等学校協会会長	
	坂倉 忠夫	公益社団法人消費者関連専門家会議専務理事	
	末吉 里花	一般社団法人エシカル協会代表理事	
	とや 英津子	東京都議会議員	
	西田 佳史	東京工業大学工学院機械系教授	
	原田 由里	一般社団法人ECネットワーク理事	
	福島 りえこ	東京都議会議員	
	藤井 とものり	東京都議会議員	
	洞澤 美佳	弁護士	
	丸山 絵美子	慶応義塾大学法学部教授	
	八百板 真弓	東京都公立高等学校長協会会計監事	
	米川 大二郎	東京都議会議員	平成30年10月5日から
専門員	板寺 正行	東京都民生児童委員連合会常任協議員	
	後藤 和宏	公益財団法人東京都私学財団事務局長	
	福山 泰弘	東京都金融広報委員会事務局長	平成30年12月12日から
	平澤 慎一	弁護士	平成30年11月6日から
	松谷 茂	一般財団法人東京私立中学高等学校協会総務部長	平成30年11月6日から

退任した委員(役職は在職中のもの)

	氏 名	現職	備考
委員	森澤 恭子	東京都議会議員	平成30年10月4日まで
専門員	大澤 裕次	東京都金融広報委員会事務局長	平成30年6月17日まで
専門員	野崎 光	東京都金融広報委員会事務局長	平成30年11月21日まで

第25次東京都消費生活対策審議会 検討部会 委員名簿

役職等	氏 名	現 職
部会長	野澤 正充	立教大学副総長・立教大学大学院法務研究科教授
	阿部 美雪	公益社団法人全国消費生活相談員協会専務理事
	柿野 成美	公益財団法人消費者教育支援センター総括主任研究員
	小林 治彦	東京商工会議所理事・事務局長
	平澤(慎一	弁護士
	洞澤 美佳	弁護士
	松谷 茂	一般財団法人東京私立中学高等学校協会総務部長
	丸山 絵美子	慶応義塾大学法学部教授
	八百板 真弓	東京都公立高等学校長協会会計監事
(専門員)	後藤和宏	公益財団法人東京都私学財団事務局長
(専門員)	福山泰弘	東京都金融広報委員会事務局長

第25次東京都消費生活対策審議会審議経過

(1)総会

開催日	審議事項等
第2回	・成年年齢引下げを踏まえ若年者の消費者被害を防止するために
平成30年11月6日	都が進めるべき消費者教育について (諮問)
	・諮問事項についての審議
	・検討部会の設置と部会委員・部会長の指名
第3回	・成年年齢引下げを踏まえ若年者の消費者被害を防止するために
令和元年5月21日	都が進めるべき消費者教育について 中間のまとめ (案) につい
	て

(2)部会

開催日	審議事項等
第1回	・「学校教育における消費者教育の推進」の検討
平成30年12月12日	・「子仪教育にわける何賃有教育の推進」の使的
第2回	・「注意喚起・情報発信」の検討
平成31年1月30日	・「区市町村支援」の検討
	・「学校教育における消費者教育の推進」の検討
第3回	・成年年齢引下げを踏まえ若年者の消費者被害を防止するために
平成31年3月27日	都が進めるべき消費者教育について 中間のまとめ (案) につい
	て